

新型コロナと社会的企業 —緊急支援政策とソーシャルファーム条例について—

田井 勝・菰田 レエ也

新型コロナの影響は広範かつ深部に及んでいる。本稿では、まず中小零細の社会的企業の事例を報告し、次にその取組の社会的意義と今後の展望を考察する（第1節は田井が、第2節は菰田が担当した。）。

1 新型コロナが実態経済に与えた影響と緊急支援政策の考察 —中小零細企業の現場から

新型コロナは実体経済にどのような影響を与えたのだろうか。内閣府が発表した実質GDPの速報値によると、4～6月期の年率換算で27.8%減である¹⁾。厚生労働省の発表によると、新型コロナに関連して解雇や雇止めをされた労働者は、見込みを入れて49,467人だという²⁾。業種別にみると製造業が7,918人、宿泊業が7,140人、飲食業が6912人となっており、実体経済への打撃や、グローバルになったサプライチェーンの弱みが指摘されている。一方で、ソーシャルディスタンスを進めうえで、IT化が一挙に進み、在宅ワークや本社の地方への移転などが目立ち始めている。

視点を中小企業の現場へと移してみよう。筆者が関与しきールドワークの現場にしてきたアーバンズ合同会社も例にもれず、新型コロナの影響を一身に浴びた。同社は飲食業、接客サービス業、ネット広告運用の三本柱で構成しているが、そのうちの二つが打撃を受けることになった。頼みの綱のネット広告運用も、景気の波に影響を受けるため売上は落ち、緊急事態宣言が出された4月には3月の売り上げと比較して3割にまで落ち込んだ。8月現在でようやく8割にまで回復したが、依然として飲食業と接客サービス業は赤字である。そのため、同社は行政等が行った緊急支援を頼りにせざるを得なかった。

1月末のクルーズ船ダイアモンドプリンセス号の集団感染から高まった世論の関心を背景に、日本政府は4月から具体的な対策を始めた。しかし、4月1日時点で、新型コロナの関連で休業した従業員の給与を補填する「雇用調整助成金特例措置」がようやく取られただけであった。つまり、従業員の給与は補償するが、店舗を休業した場合、家賃などの固定費に対する支払いの補償は一切なされていなかったのである。つながりの強い友人同士で立ち上げた同社は、「命には代えられない」ため、4月3日に飲食業と接客サービス業を休業した。普通の中小企業では「自粛」と言わざるも、現実問題として難しい局面であったに違いない。同社でも、現場で働く者ほど「お客様が来る限り店を開き続けたい」と主張していた。このような事態を受けてか、4月中旬には諸々の助成金・支援の話が浮上し、ついに4月16日に緊急事態宣言がだされた。以降、次々と支援策が打ち出されていった。

同社は、今後の予定も含めて13種の緊急支援に申請し（図表1）、会社を維持してきた。多くの緊急支援がなされたが、全体として、4点の問題があったと思われる。

1点目は、縦割り行政の問題である。自民党が開設した「あなたが使える緊急支援」³⁾というホームページを閲覧すれば分かるように、行政の構造をそのまま反映させる形で緊急支援に関するメニューが縦割りに生まれていた。その結果、支給要件が重複するにもかかわらず（重複申請不可）、支給額に差がある類似した応募要項となり、有機的に連携していない支援メニューが誕生した。たとえば、事業継続緊急対策助成金と雇用環境整備促進奨励金は、どちらも支給要件に事業のテレワーク化がある。しかしながら、前者は上限250万円であるのに対して、後者は10万円しか支給

図表1 アーバンズ合同会社が申請する緊急支援（予定含む）

- ・持続化給付金（経済産業省）
- ・家賃支援金（経済産業省）
- ・事業継続緊急対策（テレワーク）助成金（公益財団法人東京しごと財団）
- ・雇用調整助成金（厚労省）
- ・法人税・消費税の猶予申請（財務省・国税庁）
- ・感染協力金（東京都）
- ・営業時間短縮要請（東京都）
- ・東京都家賃等支援給付金（東京都）
- ・新型コロナウイルス感染症対策雇用環境整備促進奨励金（東京都産業労働局）
- ・業態転換支援事業（新型コロナウイルス感染症緊急対策）（東京都中小企業振興公社）
- ・小規模事業者持続化補助金（日本商工会議所）
- ・新型コロナウイルス感染症特別貸付無利子無担保融資（日本政策金融国庫）
- ・厚生年金保険料等の納付猶予の特例（日本年金機構）

されないのである。さらに、テレワーク化だけといえば、コロナ禍以前からもよくある支援事業であり、今後もっと良い条件の助成金が出る可能性もあるため、損得勘定が働く事業者側としてはすぐには手を出せないケースもある。

2点目は、審査項目が膨大で、申請の手続きが複雑であった点である。特に雇用調整助成金の申請数は、5月半ばまで伸び悩み、申請書の簡易化と助成の限度額引き上げによって、ようやく増加した（図表2）。他の助成金でも実印や印鑑証明書を必要とするなど面倒な手続きが多く、当初は在宅ワーク推進の中で社印を取りに出勤せねばならないといった、笑い話のような事態まで生じた。ただし、現在では署名だけでも認可するように変わってきた。

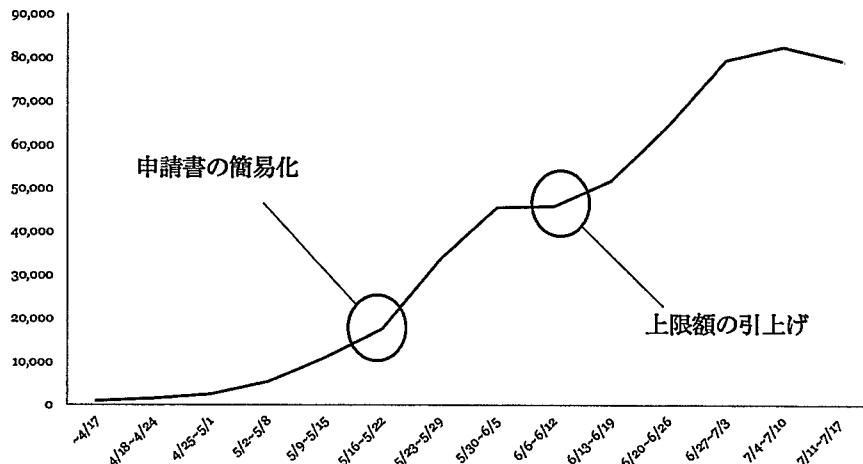
3点目は、レスポンスが鈍く、実際の支援が遅かった点である。たとえば、4月に申請をした日本政策金融公庫から、同社に電話が来たのは6月であった。しかし、同社は、代表社員の連帯保証人が必要と言われ、融資を断念している。倒産を防ぐための緊急支援と謳われているが、連帯保証人になるリスクが高いために諦めた事業者も多いようと思われる。また、雇用調整助成金は、休業手当を支払った後でないと補填をしてもらえないため、休業手当を支払う体力すらなくなつた企業では申請すらできなかつたことが推察されよう。

結果的に、同社では、5月3週目には口座に4000

円しかない時期もあり、本当にギリギリの状況にまで追い込まれた。翌週には持続化給付金が振り込まれ、運よく九死に一生を得ることができた。

4点目は、給付される支援に制裁措置が付いている点である。実際には、今後、申請の不備が指摘された場合、全額またはその倍額の返金を求められることがある。同社も不安になり、何人かの税理士に話を伺ったが、みな「本人に故意はなくとも、不備と言われたら不備になる」と述べていた。しかしながら、一つ一つの申請書の手引きは分厚く、玉虫色の文面も多いため、不備を指摘しようと思えばいくらでもできるのではないかという不安を拭えない。

最後に全体として、上に挙げた問題の考察から、国家と営利企業セクター間の相互不信の課題が日本社会において浮き彫りになったのではなかろうか。日本では普段から労務管理が煩雑で、国もそれを容認しているため、非常時には審査が厳しくなり、企業も労務管理の書類を作っていないために用意ができないという今回の事態が生じたと言えよう。平時から国家と企業の信用関係が構築できていれば、緊急時でも企業を信用して国家は審査をすぐにでも簡略化できたはずである。国家が、緊急時に再分配の機能を円滑に発揮するためには、平時から各セクターを互いに信用している社会が必要なのかもしれない。



図表2 新規申込件数（雇用調整助成金）

資料出所：雇用労働部発表資料より筆者加工（2020年7月29日閲覧）
<https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/covid-19/f/f12.html>

2 ポストコロナ社会とソーシャルファーム条例の考察

現在、コロナ禍における各国の緊急支援政策が話題となる一方で、他方ではポストコロナ社会を見据えた議論が世界的な関心を集めつつある。今後も、気候変動やグローバルなリスクが予測不能な形で各国の社会に降りかかってくるだろう。ますます不確実な出来事を生むリスクが高まりつつあり、経済的にも心身的にも安定した生活を送ることが難しい世の中になってきている。そうした不安定社会にしなやかに対応した社会構想は可能なのだろうか。

とりわけ、コロナ禍において経営や生活状況が一変し、多くの失業者や生き辛さを抱えた人々が生まれている今日において、こうした人々をとりこぼさない社会は一つのテーマとなる。しかしながら、近年では、従来の国家や営利企業や家族ではセーフティネットとして対応できない貧困領域が拡大している。そして、貧困状態に転落した人々への支援と地域の作り直しを求めて、新しいサード・セクターである「社会的企業」がさまざまな支援領域から立ち現れてきた。このテーマを考える時、サード・セクターを活用した社会的公債政策は今後の構想として必要になる。従来から、慈

善奉仕活動を行う非営利組織（NPO）や当事者同士の相互扶助を行う協同組合を主な構成主体としてきたサード・セクターは、権利擁護や社会的事業を通じて社会に問題提起を行ってきた。

ここでの社会的企業とは、数ある社会的企業理解の中でも次のような理解に基づく。欧州の社会的企業研究グループであるEMESによれば、社会的企業は、i)これまで行政に担われることの多かった介護などの対人社会サービス提供をおこなう組織、ii)労働市場から排除してきた人々への雇用・訓練機会を提供する組織（Work Integration Social Enterprise: WISE）の二つのタイプがあると指摘されている。

この欧州型の社会的企業で考えると、前節で紹介したアーバンズ合同会社はWISEに分類することができる。アーバンズ合同会社は、フリーター達が自分たちの仕事探しのために立ち上げた会社であり、社員は小学生からの友人など地元の人間で成り立っている。制度にうまく該当する分かりやすい困難者がいるわけではないが、その一人一人が生きづらさを抱えた若者であり、そのような人たちが支え合って出来た会社である。このような企業が多く存在することが、社会の豊かさにつながると思われる。アーバンズ合同会社が営利よりも「人命」を優先したことからも、その一端が窺

えると筆者は考えている。

今までこのような企業に無関心であった日本だが、国際的な潮流を受けて、ようやく社会的企業を行政が支援するという条例ができた。2019年12月に公布された「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」(通称「東京都ソーシャルファーム条例」)が、2020年度から施行される予定である⁴⁾。ここでいうソーシャルファームとは、i) 事業からの収入を主たる財源としながら、ii) 就労困難者と認められる者を相当数雇用し、iii) 様々な困難を抱える人もそうでない人々も同じように共に働く職場を創り出している団体で、上に挙げた社会的企業(WISE)のことである。今後、東京都が予算9億円を用いて5年間に渡り支援を行い、認証された社会的企業が育成されていくだろう。

もちろん、手放して喜んでもいられない課題もある。第一に、社会的企業かどうかを認証する際に、審査員と審査会が非公開であるため、手続きが不透明であること。したがって、実態としては認証されていいが、社会的企業として認証されない団体が出てくるリスクがある。これにより、公式の社会的企業と非公式の社会的企業という分断が起こりかねない。第二に、予算の使い道が今のところ不透明であるということだ。当然アカウンタビリティが求められる。第三に、支援期間が5年間と期限が設けられていることである。韓国でも、「社会的企業育成法」という関連政策が2007年に既に生まれているが、同じく支援の期限を設けたところ、期限後に倒産する企業が続出した。日本でも、期限が過ぎた後には、大企業がバックについている特例子会社ばかりが生き残る可能性もある。

これらの問題も念頭に置きながら、東京都ソーシャルファーム条例を日本における社会的企業を普及させていくための第一歩として期待し、この制度が福祉と雇用の架け橋となるように私たちはきちんと目を光らせておく必要があろう。

最後に、展望として、社会的企業という組織単独の議論を超えて、総体としての新しい社会開発

や社会構想が具体性とともに必要となろう。福祉とサード・セクター研究は、1970年代に再発見され、90年代にグローバルに着目された。21世紀に入って20年近くを経た現在、排除された人々の包摂や市民参加にも開かれたコミュニティを再構築し、その連帯関係を基盤に衣食住の人間の基本的生活が可能となるような「社会的連帯経済」(オルタナティブ経済)の議論へとシフトしつつある。たとえば、韓国では、社会的企業育成法の経験を踏まえて、団体育成だけでは足りないことも分かってきており、社会的企業による仕事興しの活性化に、政府による所得保障(ベーシックインカム)も加えて、生計の基盤を複合的に集めて生きていくような新しい生業(なりわい)社会の議論が生まれている⁵⁾。

もはや日本でも大学卒業後に一つの企業に献身的に働き、そこでの現金収入を主な拠り所としながら生活を営むという「常識」はない。副業を認める企業も増え、フリーランスなどの個人事業主としての活動も積極的に推進されている。だが、このような雇用流動性が増せば、市場だけの現金収入を頼りにするリスクも増していくことになる。今後、社会生活を営む上で必要な基盤を複数持つことが求められるのではないだろうか。

注

- 1) https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/sokuhou/gaiyou/gaiyou_top.html
2020年8月17日閲覧
- 2) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koyouseisaku1.html
2020年8月28日閲覧
- 3) <https://www.jimin.jp/covid19/>
2020年9月24日閲覧
- 4) <https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2020/06/17/08.html>
2020年9月14日閲覧
- 5) <https://sse.jp.net/>
2020年9月14日閲覧

(たい まさる 所員・こもだ れえや 所員
立教大学社会学部兼任講師)